

2014 年度第 1 回湖鳥会理事会議事録

日程：2015 年 2 月 6 日 19:00-20:30

場所：鳥取大学広報センター2 階スペース C

出席：役員 4 名，湖情会幹事 1 名

審議事項

1. 湖鳥会及び湖情会（知能情報工学科同窓会）の合併について  
湖鳥会会則変更による合併が承認された。
2. 合併スケジュール  
下記スケジュールが承認された。
  - (1) 3 月 14 日（土）：湖鳥会総会（15:00-：総会(工学研究科大講義室), 17:00-：懇親会)
  - (2) 4 月 1 日（水）：名称変更，（仮）電気情報系学科同窓会発足
  - (3) 4 月以降：2015 年度第 1 回理事会
3. 同窓会名称について  
下記名称への変更及び通称が承認された。
  - ・名称：鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会
  - ・通称：湖鳥会
4. 会計（資産移行，入会金等）について  
会計について下記が承認された。
  - ・2015 年 3 月末までは各同窓会で管理する。湖情会の資産を 4 月 1 日付で湖鳥会会計へ組み入れる。
  - ・入会金：これまで通り卒業，修了時期に 1 人 5,000 円を徴収する。
5. 役員について  
下記が承認された。
  - ・会長：吉田氏が留任
  - ・副会長は旧湖鳥会から 1 名，旧湖情会から 1 名選出。
    - ・川端氏：留任（東京大同窓会（予定）を担当）。安木氏，豆田氏：副会長退任，理事就任
  - ・監事は旧湖鳥会から 1 名，旧湖情会から 1 名。
    - ・松岡氏：留任。井上氏：監事，理事の退任
    - ・名称を監事から監査に変更。
  - ・幹事は電気情報系学科の前身学科出身の教員（学内幹事）並びに旧各同窓会幹事の留任。
  - ・各期卒業生代表として各期役員を設置する。  
各期代表制度が制定される前の 2006 年度以前についてはさかのぼって任命しない。
6. 会則変更について  
学科名称変更に伴う会則変更などが承認された。変更事項などは別紙参照。
7. 特別会計について  
特別会計を解消し，一般会計に組み入れることが承認された。

## 報告事項

### 1. 今後の活動

- ・ 4月以降：会報発行
- ・ 工学部50周年記念事業協力

### 2. その他

- ・ 今後ホームページの更新を頻繁に行う。

(仮) 鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会 湖鳥会 会則 (理事会承認案)

平成27年4月1日改正予定

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本会は、(仮) 鳥取大学工学部電気情報系学科同窓会と称し、(仮) 湖鳥会 (こちょうかい) と通称する。

### 第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、その向上に資し、鳥取大学工学部電気情報系学科との連絡を密にし、その発展を図ることを目的とする。

### 第3条 (会員)

本会の会員は、次の通りとする。

(1)正 会 員 鳥取大学工学部電気情報系学科とその前身学科の卒業生及び大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻とその前身専攻の修了生

(2)準 会 員 正会員を除く鳥取大学工学部電気情報系学科とその前身学科及び大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の在学学生

(3)特別会員 鳥取大学大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の現教員

(4)賛助会員 鳥取大学工学部電気情報系学科の前身学科、鳥取大学大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻とその前身専攻の旧教員、現旧職員、ならびに本会の推薦によるもの。

### 第4条 (顧問)

本会に顧問を置き、電気情報系学科長、会長経験者ならびに理事会の推薦によるものとする。顧問は重要会務につき会長の諮問に応える。

### 第5条 (組織及び運営)

本会の事務局を鳥取大学工学部電気情報系学科内に置く。

2 本会の運営にあたっては、工学部同窓会と密接な連携を保つものとする。

### 第6条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するため、会報の発行、その他必要な事業を行う。

## 第2章 役員

### 第7条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事会役員 会長1名 副会長若干名 理事若干名 監査2名 幹事若干名
- (2) 各期役員若干名

### 第8条（役員を選出と任期）

会長、副会長、監査、幹事は理事会で理事の中から選出する。

- 2 理事は、正会員の中から若干名を総会において選出する。但し、総会の承認により会長、副会長に人選を一任することができる。
- 3 理事会役員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 各期役員は各期に若干名を選出する。

### 第9条（役員の仕事）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を議決し執行する。
- 4 監査は、会計の監査に当たる。
- 5 幹事は、本会の庶務及び会計を担当する。
- 6 各期役員は各期を代表し、会長の招集による重要な会務を審議し、各期の会務を分掌する。

## 第3章 議決

### 第10条（総会）

総会は、正会員をもって構成する。

- 2 本会の最高議決機関を総会とする。
- 3 次の場合に会長は総会を招集し、その議長となる。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事会役員が3分の2以上をもって、その召集を要求したとき。
  - (3) 正会員が20分の1以上をもって、その召集を要求したとき。

4 総会は次の事項を討議する。

- (1) 理事会からの報告事項
- (2) 総会の開催を議決または要求したものの提案事項
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他必要な事項

5 議事は、出席会員の過半数の同意をもって議決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第11条（理事会）

次の場合に理事会は会長が召集し、その議長となる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会役員が3分の1以上をもって、その召集を要求したとき。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び報告
- (2) 予算及び決算
- (3) その他必要な事項

3 議事は、出席理事の過半数の同意をもって議決される。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は事業報告、決算、その他重要事項を正会員に公開する。

### 第4章 会 計

#### 第12条（経費）

本会の経費は入会金、会費、事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。

#### 第13条（入会金）

本会の入会金（準会員、特別会員、賛助会員を除く。）、卒業または修了時に納入するものとする。

#### 第14条（会費）

会費は、理事会が必要と認めたときは正会員から徴収することができる。

#### 第15条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この会則は、平成4年9月5日から施行する。
- 2 鳥取大学工学部電気情報系学科の前身学科とは、電気工学科、電子工学科、電気電子工学科、知能情報工学科である。また、大学院工学研究科情報エレクトロニクス専攻の前身専攻とは、情報生産工学専攻電子情報システム工学講座、電気工学専攻、電子工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報工学専攻である。
- 3 改組に伴う学科名、専攻名の変更については、読み換えるものとする。

(平成27年4月1日一部改正)

### 備考：

- ・ 2重下線は学科名称変更に伴う変更箇所を表す。
- ・ 下線は上記以外の変更箇所を表す。
- ・ 旧会則附則第1項（入会金及び会費の金額に関する項目）は削除。